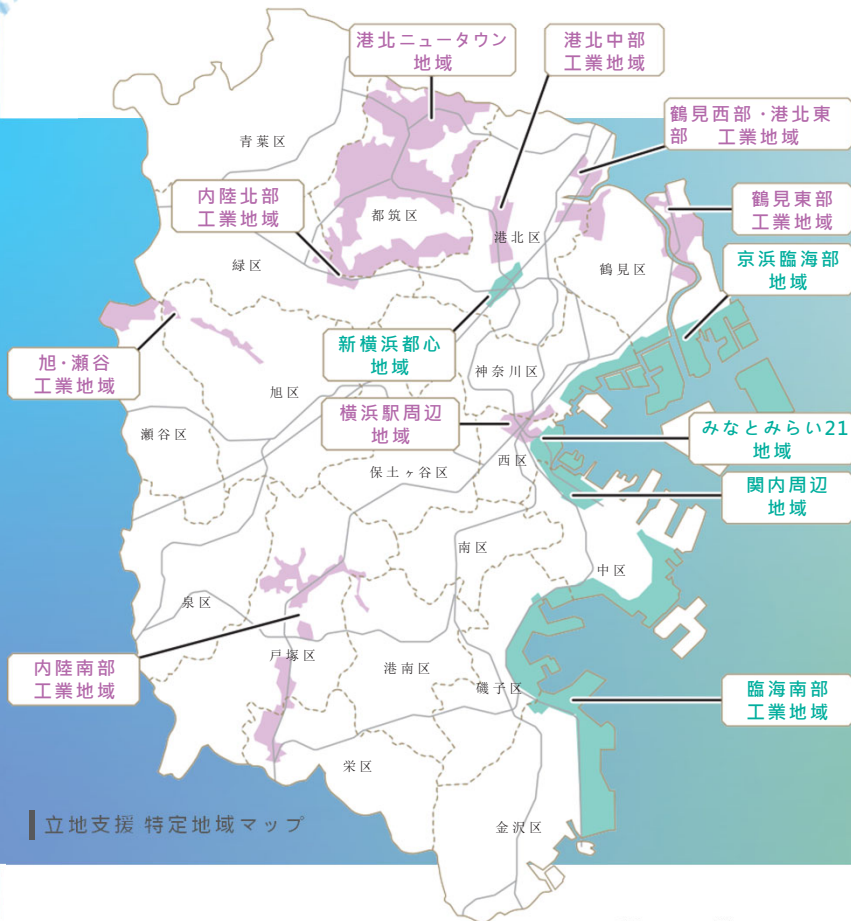


横浜市 企業立地 支援制度 のご案内



立地支援 特定地域 マップ

【取得型】
建物を建設・取得する場合等に
最大**20%/30**億円
の助成金を交付します

横浜市に企業を立地する場合、
【取得型】と【テナント型】の2
種類の支援制度があります。

【テナント型】
建物を賃借する場合に
最大**6**年間
法人市民税（法人税割額）の
課税を免除します
※認定事業計画に係る事業所の税額分のみ

【取得型の支援内容】対象となる投下資本額に、助成率を乗じた額を交付します

投下資本額の要件

中小企業：1億円以上

（中小企業基本法に定める会社）

大企業：30億円以上（改修型賃貸研究所は**10億円以上**）

（中小企業者以外の会社、特別目的会社、協同組合等）

※民有地の取得費用は、投下資本額の対象から除きます。

※工業系地域、特定地域外では、環境・エネルギー、健康医療、自然科学研究に 関連する分野、製造業等が対象です。

※前提として、用途地域における制限等、都市計画との整合性や法令等の 規定により立地が認められる場合に限りです。

重点脱炭素分野とは

次世代エネルギー、半導体・情報通信、
自動車・蓄電池など、脱炭素化に関連する分野です。



研究所の場合

	対象地域	分野	助成率 (%)		
			研究所	賃貸研究所	改修型賃貸研究所
重点5地域	関内周辺 新横浜都心 みなとみらい21	重点脱炭素分野	20% 30億円	10%	10%
		上記以外	10% 20億円	20%	20%
		京浜臨海部 臨海南部	重点脱炭素分野	20% 30億円	10%
		上記以外	10% 20億円	20%	
業務系	横浜駅周辺 港北ニュータウン		10% 20億円	10% 20億円	
工業系	港北中部、鶴見西部・港北東部、 鶴見東部、内陸北部、内陸南部、旭・瀬谷		10% 20億円	10% 20億円	
	特定地域外		10% 20億円	10% 20億円	

【事業計画が認定された場合には、市民雇用や市内発注の実績に応じて、さらに助成金が上乘せされる制度もあります。】

【取得型の支援内容】対象となる投下資本額に、助成率を乗じた額を交付します

工場の場合 大企業の工場は、研究開発を伴う工場のみが支援対象です。

	対象地域	分野	助成率(%)		
			工場(中小企業)	工場(大企業)	賃貸工場
重点地域	京浜臨海部 臨海南部	重点脱炭素分野	10% 20億円	10% 20億円	5% 10億円
		その他製造業等	10% 20億円	5% 10億円	10% 10億円
業務系	港北ニュータウン		10% 20億円	5% 10億円	
工業系	港北中部、鶴見西部・港北東部、 鶴見東部、内陸北部、内陸南部、 旭・瀬谷		10% 20億円	5% 10億円	5% 10億円
	特定地域外		5% 10億円	5% 10億円	

本社、再生型賃貸業務ビル、特定集客施設(観光MICE)の場合

	対象地域	助成率(%)		
		本社	再生型 賃貸業務ビル	特定集客施設 (観光 MICE 施設)
重点地域	関内	5% 10億円	10% 20億円	5% 10億円
	新横浜	5% 10億円	10% 20億円	
業務系	みなとみらい 21	5% 10億円		5% 10億円
	京浜臨海部 臨海南部	5% 10億円		
工業系	横浜駅周辺	5% 10億円		5% 10億円
	港北ニュータウン	5% 10億円		
工業系	港北中部、 鶴見西部・港北東部、 鶴見東部、内陸北部、 内陸南部、旭・瀬谷	5% 10億円		

【テナント型の支援内容】建物を賃借する場合

支援対象：初進出の本社・研究開発機能(市内移転も一定要件で対象※)

対象地域	対象産業	対象機能
みなとみらい 21、横浜駅周辺、 関内周辺、新横浜都心、港北ニュータウン	すべての分野	本社、研究開発機能
京浜臨海部、臨海南部工業	環境・エネルギー、健康・医療、 自然科学研究、製造業等	本社、研究開発機能
港北中部、鶴見西部・港北東部、鶴見東部、 内陸北部、内陸南部、旭・瀬谷、特定地域外	環境・エネルギー、健康・医療、 自然科学研究、製造業等	研究開発機能

建物を賃借する場合に

最大 **6** 年間

法人市民税
(法人税割額)

課税を免除します

(※認定事業計画に係る事業所の税額分のみ)
(課税免除期間の1年延長を含めた場合)

主な要件と支援内容

対象地域	経常利益、売上高要件	増加する従業者数※	課税免除期間
上記対象地域すべて	経常利益が直近3年間で計2億円以上、 または1年間で1億円以上	100人以上	5年間
		50人以上100人未満	3年間
みなとみらい 21、関内周辺、新横浜都心、 京浜臨海部、臨海南部工業	(設立3年以上ー15年未満の場合のみ) 売上高の対前年30%以上増加、 かつ売上高が1事業年度1億円以上	30人以上50人未満	3年間

スタートアップに!

※対象となる市内移転ケースの要件

市内移転の場合は、既存の本社等の人数から100人以上(50人型は50人以上、30人型は30人以上)従業者数が増加する場合、対象となる可能性があります。

課税免除期間の一年延長

みなとみらい 21 地域では、再生可能エネルギーを100%活用する場合、課税免除期間を1年延長します。



【事業計画が認定された場合には、市民雇用の実績に応じて、さらに助成金が上乘せされる制度もあります。】

いずれの制度も、契約(工事契約、賃貸借契約等)を締結する前の申請が必要です。

ご不明な点などがございましたら下記までお問い合わせください。

横浜市 経済局企業投資促進課 045-671-2594

ke-kigyo@city.yokohama.jp

横浜 立地



ウェブサイトはこちら